

低炭素建築物新築等計画認定事務取扱要綱

(趣旨)

第1 この要綱は、都市の低炭素化の促進に関する法律（平成24年法律第84号。以下「法」という。）第53条に基づく認定の申請等に係る事務の取り扱いについて、必要な事項を定めるものとする。

(添付図書)

第2 法第53条第1項（法第55条第1項の規定による認定の申請の場合を含む。以下、第4まで同じ。）の規定による認定の申請をする場合は、次に掲げるいずれかの図書を添付しなければならない。

- 一 法第54条第1項各号に掲げる基準に適合することを、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成27年法律第53号）第14条第1項に規定する登録建築物エネルギー消費性能判定機関又は住宅の品質の確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号。以下「住宅品質確保法」という。）第5条第1項に規定する登録住宅性能評価機関が証する書類
- 二 住宅品質確保法第6条第1項に基づく設計住宅性能評価書（日本住宅性能表示基準（平成13年国土交通省告示第1346号）別表1の断熱等性能等級5以上及び一次エネルギー消費量等級6以上に適合していること）の写し

(認定の申請に係る添付図書の省略)

第3 知事が認める場合において添付図書の省略をすることができる。

(認定の申請の取下げの届出)

第4 法第53条第1項の規定による認定の申請をした者が当該申請に係る認定を受ける前に当該申請を取り下げようとするときは、認定申請取下届出書（様式第1号）を知事に提出しなければならない。

(認定しない旨の通知)

第5 知事は、法第53条第1項の規定に基づく申請が同法第54条第1項各号に掲げる基準に適合しないと認めたときは、認定しない旨の通知書（様式第2号）により通知するものとする。

2 前項の規定は、法第55条第2項の規定により準用する場合について準用する。

(認定に係る軽微な変更の届出)

第6 認定建築主は、法第55条第1項に規定する軽微な変更をしようとするときは、軽微な変更届出書（様式第3号）を知事に提出しなければならない。

(認定に係る計画の取りやめの届出)

第7 認定建築主は、法第54条第1項の規定による認定を受けた低炭素建築物新築等計画に基づく建築物の建築を取りやめたときは、取りやめ届出書（様式第4号）に認定通知書を添えて知事に提出しなければならない。

(認定に係る建築の完了の報告)

第8 認定建築主は、低炭素建築物新築等計画に基づく建築の工事が完了したときは、当該建築の工事が低炭素建築物新築等計画に従って工事されたことについて、建築士法（昭和25年法律第202号）第2条第1項に規定する建築士が行った確認の内容を記載した書類を添えた完了報告書（様式第5号）を知事に提出しなければならない。

(認定に係る報告の徴収)

第9 知事は、法第56条の規定により認定建築主に対し報告を求めるときは、認定に係る報告を求める通知書（様式第6号）により通知するものとする。

2 前項の規定により報告を求められた認定建築主は、認定に係る状況報告書（様式第7号）により知事に報告するものとする。

(認定に係る改善命令)

第10 知事は、法第57条の規定により認定建築主に対し改善を命ずるときは、改善命令書（様式第8号）により行うものとする。

(認定の取消し)

第11 知事は、法第58条の規定により認定を取り消すときは認定取消通知書（様式第9号）により通知するものとする。

附 則

この要綱は、平成24年12月4日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

年 月 日

(宛先) 秋 田 県 知 事

住 所
届出者 氏 名
電話番号
〔 法人にあっては、主たる事務所の所在地、
名称及び代表者の氏名 〕

低炭素建築物新築等計画認定（変更の認定）の申請の取下げについて（届出）

都市の低炭素化の促進に関する法律 $\left(\begin{array}{l} \text{第 5 3 条 第 1 項} \\ \text{第 5 5 条 第 1 項} \end{array} \right)$ の規定による認定（変更の認定）の
申請を取り下げたいので、次のとおり届け出ます。

1 申請年月日 年 月 日

2 申請に係る住宅の位置

3 取下げの理由

文 書 番 号
年 月 日

様

秋田県知事

印

都市の低炭素化の促進に関する法律第53条第1項（第55条第1項）の規定に基づき申請ありました次の申請については、次の理由により同法第54条第1項（第55条第2項）の規定による認定をしないこととしたので通知します。

- 1 申請年月日
- 2 申請者の住所
- 3 申請に係る建築物の位置
- 4 認定しないこととした理由

教 示

- 1 この処分について不服があるときは、処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、秋田県に対して審査請求をすることができます。ただし、その期間内であっても、処分の日の翌日から起算して1年を経過したときは、することができません。
- 2 この処分の取消しの訴えは、処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、秋田県を被告として（訴訟において秋田県を代表する者は、秋田県知事となります。）、提起することができます。ただし、その期間内であっても、処分の日の翌日から起算して1年を経過したときは、することができません。
- 3 この処分について1の審査請求をした場合の処分の取消しの訴えは、審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に提起することができます。ただし、その期間内であっても、裁決の日の翌日から起算して1年を経過したときは、することができません。
- 4 なお、正当な理由があるときは、上記の期間を経過した後であっても、審査請求をすることや、処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

年 月 日

(宛先) 秋 田 県 知 事

住 所
認定建築主 氏 名
電話番号
〔 法人にあっては、主たる事務所の所在地、
名称及び代表者の氏名 〕

低炭素建築物新築等計画に係る軽微な変更について（届出）

都市の低炭素化の促進に関する法律第54条第1項の規定により認定を受けた低炭素建築物新築等計画について、同法第55条第1項に規定する軽微な変更をしたいので、次のとおり届け出ます。

1 低炭素建築物新築等計画にの認定年月日及び認定番号

年 月 日 指令 ー

2 認定に係る建築物の位置

3 軽微な変更の内容

変更前	
変更後	
変更理由	

(注) 変更内容が分かる資料（図面等）を添付してください。

年 月 日

（宛先） 秋 田 県 知 事

住 所
認定建築主 氏 名
電話番号
〔 法人にあっては、主たる事務所の所在地、
名称及び代表者の氏名 〕

低炭素建築物新築等計画の取りやめについて（届出）

低炭素建築物新築等計画に基づく建築物の建築の工事を取りやめたので、次のとおり届け出ます。

1 低炭素建築物新築等計画の認定年月日及び認定番号

年 月 日 指令 ー

2 計画に係る建築物の位置

3 取りやめる理由

（注）認定通知書を添付してください。

年 月 日

（宛先） 秋 田 県 知 事

住 所
認定建築主 氏 名
電話番号〔 法人にあっては、主たる事務所の所在地、
名称及び代表者の氏名 〕

低炭素建築物新築等計画の建築の完了について（報告）

低炭素建築物新築等計画に基づく建築物の建築が完了したので、次のとおり報告します。

1 低炭素建築物新築等計画の認定年月日及び認定番号

年 月 日 指令 ー

2 計画に係る建築物の位置

3 低炭素建築物新築等計画に従って工事が行われていることを確認した建築士及び当該建築士が属する建築士事務所

() 建築士 () 登録第 号
住 所
氏 名() 建築士事務所 () 知事登録第 号
所在地
名 称
代表者氏名

（注） 低炭素建築物新築等計画に従って工事された旨が記載された、建築士法第20条第3項に規定する工事監理報告書を添付してください。

文 書 番 号
年 月 日

様

秋田県知事 印

都市の低炭素化の促進に関する法律第 5 6 条の規定により認定を受けた計画について、次のとおり報告を求めます。

- 1 低炭素建築物新築等計画の認定年月日及び認定番号
年 月 日 指令 ー
- 2 認定を受けた建築物の位置
- 3 報告を求める内容
- 4 報告の期限

年 月 日

(宛先) 秋 田 県 知 事

住 所
報告者 氏 名
電話番号
〔 法人にあつては、主たる事務所の所在地、
名称及び代表者の氏名 〕

低炭素建築物新築等計画に係る状況報告書

年 月 日付け〇建－〇〇〇〇により報告を求められた計画（建築物）について、次のとおり報告します。

- 1 低炭素建築物新築等計画の認定年月日及び認定番号
年 月 日 指令 ー
- 2 認定を受けた建築物の位置
- 3 報告を求められた内容
- 4 報告内容

(注) 内容が分かる資料等（図面等）を添付してください。

文 書 番 号
年 月 日

認定建築主
住所
氏名

様

秋田県知事

印

次の低炭素建築物新築等計画について、都市の低炭素化の促進に関する法律第57条の規定に基づき改善に必要な措置をとることを命ずる。

1 建築物エネルギー消費性能向上計の認定年月日及び認定番号

年 月 日 指令 ー

2 認定を受けた建築物の位置

3 改善に必要な措置の内容

4 改善の期限

教 示

- 1 この処分について不服があるときは、処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、秋田県に対して審査請求をすることができます。ただし、その期間内であっても、処分の日から起算して1年を経過したときは、することができません。
- 2 この処分の取消しの訴えは、処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、秋田県を被告として（訴訟において秋田県を代表する者は、秋田県知事となります。）、提起することができます。ただし、その期間内であっても、処分の日から起算して1年を経過したときは、することができません。
- 3 この処分について1の審査請求をした場合の処分の取消しの訴えは、審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に提起することができます。ただし、その期間内であっても、裁決の日から起算して1年を経過したときは、することができません。
- 4 なお、正当な理由があるときは、上記の期間を経過した後であっても、審査請求をすることや、処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

	文	書	番	号
		年	月	日
認定建築主 住所 氏名	様			
	秋田県知事			印

下記の低炭素建築物新築等計画については、都市の低炭素化の促進に関する法律第 5 8 条の規定に基づき、下記の理由により当該認定計画を取り消したので通知します。

- 1 低炭素建築物新築等計画の認定年月日及び認定番号
- 年 月 日 指令 ー
- (※) 確認年月日、番号

年 月 日 第 号

建築主事の氏名
- 2 認定を受けた者の住所、氏名又は名称等
- 3 認定を受けた建築物の位置
- 4 認定を受けた建築物の規模、構造等
- 5 取り消しの理由

教 示

- 1 この処分について不服があるときは、処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 月以内に、秋田県に対して審査請求をすることができます。ただし、その期間内であっても、処分の日の翌日から起算して 1 年を経過したときは、することができません。
- 2 この処分の取消しの訴えは、処分があったことを知った日の翌日から起算して 6 月以内に、秋田県を被告として（訴訟において秋田県を代表する者は、秋田県知事となります。）、提起することができます。ただし、その期間内であっても、処分の日の翌日から起算して 1 年を経過したときは、することができません。
- 3 この処分について 1 の審査請求をした場合の処分の取消しの訴えは、審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して 6 月以内に提起することができます。ただし、その期間内であっても、裁決の日の翌日から起算して 1 年を経過したときは、することができません。
- 4 なお、正当な理由があるときは、上記の期間を経過した後であっても、審査請求をすることや、処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

(※)は法第 5 4 条第 4 項において準用する建築基準法第 1 8 条第 3 項の規定により所管行政庁が確認済証の交付を受けた場合に記入します。